

(公 印 省 略)

分医発第3844号

令和8年2月18日

各 郡市等医師会担当理事 殿

大 分 県 医 師 会
常任理事 三 島 康 典

訪日外国人受診者医療費未払情報報告システムに係る運用変更及び
説明会の開催について

今般、厚労省より標記の件について周知方依頼を発出された旨、日本医師会から別紙の通り連絡が参りましたので、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会関係医療機関等への周知方ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます

日医発第 1811 号（地域）
令和 8 年 2 月 10 日

都道府県医師会
担当理事殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 坂本 泰三
(公印省略)

訪日外国人受診者医療費未払情報報告システムに係る
運用変更及び説明会の開催について

厚生労働省「訪日外国人受診者医療費未払情報報告システム」に係る取組につきましましては、令和 5 年 10 月 26 日付日医発第 1371 号（地域）をもって、また、訪日外国人受診者による医療費不払いの発生防止に向けた訪日外国人向け周知動画につきましましては、令和 6 年 12 月 27 日付日医発第 1668 号（地域）をもって貴会宛にお送り申し上げました。さらには、同システムに係る運用変更及び機能改修につきましましては、令和 7 年 3 月 30 日付日医発第 2241 号（地域）をもって貴会宛にお送り申し上げたところです。

今般、別添のとおり、同省医政局総務課医療国際展開推進室より各都道府県衛生主管部（局）宛に同システムに係る運用変更について事務連絡が出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和 8 年 1 月 23 日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）において「医療費の不払がある訪日外国人に対する厳格な審査について、対象となる不払額を 20 万円以上から 1 万円以上に引き下げ、新たな医療費の不払いの発生を抑制する。」とされたことを踏まえ、本年 4 月 1 日から同システムにおける未払情報の登録の対象となる基準額を「1 万円以上」に引き下げることとされたことから、その運用変更について周知を求めるものです。

また、これに伴い別添のとおり、同省委託事業「訪日外国人受診者医療費未払情報報告の取組等に関する説明会」が開催されることとなり、同室より本会に対し情報提供がありました。本説明会の開催概要は下記の通りです。

記

【対 象】 全国の保険医療機関、医療関係団体、自治体

【開催日程】 令和8年2月25日（水）16時～17時

【参加費】 無料

【開催方法】 オンライン開催（Zoom）（後日アーカイブ配信を予定）

【申込方法】 参加申込ページより登録

※申込方法、問合せ先等、詳細は別添のチラシをご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関等への周知方ご高配のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 4 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

訪日外国人受診者医療費未払情報報告システムに係る運用変更について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）宛てに事務連絡を発出いたしましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

事務連絡
令和8年2月4日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

訪日外国人受診者医療費未払情報報告システムに係る運用変更について（周知依頼）

平素より厚生労働行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

訪日外国人旅行者数が増加する状況にある中、訪日外国人旅行者が病気や怪我の際、安心・安全に日本の医療機関を受診できる体制を整備することが必要であり、厚生労働省では、医療機関における外国人受診者の受入れ環境整備の推進に取り組んでいます。

一方、訪日外国人受診者による医療費の不払いを発生させないための取組みも重要であり、厚生労働省では、令和3年5月から、保険医療機関から医療費の不払いを発生させた訪日外国人受診者の情報を訪日外国人受診者医療費未払情報報告システム（以下、「本システム」という。）により収集し、出入国在留管理庁へ提供し、再入国時に厳格審査を行う仕組み（※）を運用しています。

今般、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）において「医療費の不払がある訪日外国人に対する厳格な審査について、対象となる不払額を20万円以上から1万円以上に引き下げ、新たな医療費の不払いの発生を抑止する。」とされたことを踏まえ、下記のとおり本システムの運用変更を行うことといたしましたので、貴管内の医療機関への周知方お願いいたします。

（※）医療費の不払がある訪日外国人の再入国時に厳格審査を行う仕組みに関する資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

記

(1) 登録基準額引き下げ

未払情報の登録の対象となる基準金額を「1万円以上」に引き下げます。

※対象となる外国人の種別、登録基準日等についての変更はありませんが、詳細については、令和8年3月に改訂を予定している「訪日外国人受診者医療費未払情報の報告マニュアル」にてご確認ください。

訪日外国人受診者医療費未払情報の報告マニュアル

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html#manual



(2) 運用変更予定時期

令和8年4月1日（令和8年4月1日以降に発生した未収金が対象）

【照会先】

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

TEL：03-5253-1111（代表）（内線：4153、4457、2678）

訪日外国人受診者医療費未払情報報告の取組等に関する説明会

〔令和7年度〕

(本説明会への申込みは、医療機関、医療関係団体、自治体(医療政策または観光政策担当)にご所属の方に限らせていただいております。)

2026年

2月25日(水)

16:00～17:00

厚生労働省が運営する訪日外国人受診者医療費未払情報報告システムの概要・制度変更*の説明に加え、医療費の不払いの防止に役立つ情報を医療機関よりご講演いただきます。

*令和8年4月1日より、登録対象となる基準金額が1万円以上に引き下げになります



オンライン開催 (Zoom)
(後日アーカイブ配信を予定)

参加無料/定員500名

対象者

【全国の保険医療機関】

- ☑ 本システムの登録担当者
- ☑ 会計事務に携わっている医事課等の職員
- ☑ 外国人患者受入れに携わっている医療連携室等の職員

【医療関係団体、自治体(医療政策または観光政策担当)】

- ☑ 本システムに関連する業務に携わっている職員

※先着順でお申し込みを受け付けます。後日、アーカイブ配信を予定しておりますので、当日参加が出来ない方でアーカイブ配信希望の方はアーカイブ配信申込フォームにて申込みください。
(当日参加の申し込みをされた方にはアーカイブ配信のご案内を予定しております)

16:00-16:20 (20分)

訪日外国人受診者医療費未払情報の報告に関する取組について
(本仕組みの概要、制度変更、情報報告システムの利用方法等)

厚生労働省及びフロンティア・マネジメント株式会社

16:20-16:50 (30分)

訪日外国人受診者の医療費未払いの対策と本仕組みの活用事例

公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター
管理部 医事課 請求調整担当係長 三枝光昭様

16:50-17:00 (10分)

質疑応答

申込方法

当日参加
申込フォームURL

https://frontier-mgmt.zoom.us/webinar/register/WN_jzctK8v0R16-i1wGHrMmUQ#/registration

アーカイブ配信
申込フォームURL

<https://questant.jp/q/DY48W5B3>

※当日参加申込後、2営業日以内に登録完了メールが届きます。登録完了メールが届かない場合は、事務局までお問い合わせください。
アーカイブ配信は、後日事務局よりご案内をいたします。

② 訪日外国人受診者医療費未払情報報告システムとは

一定額以上の医療費の不払いを発生させた訪日外国人受診者に関する情報について、保険医療機関により本システムへご登録いただけます。登録された情報は出入国在留管理庁に共有され、当該外国人が再び日本を訪れた際の入国審査に活用されます。

院内掲示用ポスター等の資材や登録方法の説明動画、マニュアル等は厚生労働省ホームページでご覧いただけます。

厚労省 訪日外国人 不払い



お問合せ先

厚生労働省訪日外国人受診者医療費未払情報事務局

メール: contact@unpaid.mhlw.go.jp TEL: 03-6862-5181 (平日 9:00 - 17:00)

※本事業の事務局は厚生労働省の委託を受けて、フロンティア・マネジメント株式会社が運営しています。